

平成24年1月27日
東京税関業務部

各位

関税率表解説及び分類例規の一部改正について
(お知らせ)

関税率表解説(平成23年11月18日付財関第1318号)及び分類例規(昭和62年12月23日付蔵関第1299号)の一部が改正され、平成24年2月1日以後申告される貨物について適用することとなりましたので、お知らせします。

改正の詳細については、税関ホームページの新着情報1月25日付に掲載されている「関税率表解説及び分類例規を改正します(平成24年1月25日財関第69号)」をご覧ください。

(税関ホームページアドレス)

<http://www.customs.go.jp/>

なお、本改正の概要は、次のとおりです。

改正の概要(平成24年2月1日適用)

関税率表解説

HS番号	品目	概要
第2403.11号	水パイプたばこ	第2403.11号の水パイプたばことして分類される物品、分類されない物品を明確化。

分類例規第1部(国際分類例規)

HS番号	品目	概要
第2106.90号	調製食料品	砂糖92%、果実粉末6%等からなり、お湯に溶かして飲料として供する物品につき、その他の調製食料品として第2106.90号に分類。
第3824.90号	電子たばこ用カートリッジ	プロピレングリコール等を含有する溶液を浸み込ませた吸収剤、プラスチック製マウスピース及びプラスチック製の管からなる電子たばこ用のカートリッジにつき、化学調製品として第3824.90号に分類。
第8537.10号	自動車のステアリングに取り付けられる2つの多段階電気開閉装置の組立品	自動車のステアリングコラムに取り付けられる、外部照明、ウインドスクリーンワイパー等の動作を制御するための電気開閉装置を有する組立品につき、電気制御用の物品として第8537.10号に分類。

(問い合わせ先)

東京税関 業務部 首席関税鑑査官部門

(電話03-3529-0700)